

## 申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	経済戦略局 文化部 文化課 (06-6469-5173)
処分担当名	アクティオ株式会社 (芸術創造館指定管理者)
処分の名称	大阪市立芸術創造館の利用料金の減免
概 要	芸術創造館利用料金の減免にかかる審査基準です。
根拠法令等 及び条項	大阪市立芸術創造館条例第10条第7項 ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
審査基準	<p>利用料金減免の基準は、条例第10条第7項に基づき、具体内容を「大阪市立芸術創造館における管理運営業務に関する要綱」に定めています。具体内容は次のとおりです。</p> <p>◎ 経済戦略局長は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、利用料金を減免することができます。</p> <p>利用料金の免除</p> <p>(1) 施設及び附属設備の利用料金の5割減額</p> <p>ア 大阪市（経済戦略局文化部文化課（以下「文化課」という。））の主催事業及び共催事業 イ アの事業実施のための会議、勉強会、練習（なお、事業毎に1週間を限度とする。） ウ 条例第2条に掲げる目的に向けて事業を実施するとともに、創造館の知名度の向上及び稼働率の向上につながるものと経済戦略局長が認めた指定管理者の自主事業 エ ア、イ及びウに類すると経済戦略局長が認めた事業等</p> <p>(2) 駐車場の利用料金</p> <p>ア 大阪市（文化課）の主催事業及び共催事業、芸術創造館での貸館公演並びに文化振興業務に必要な車両 イ 区役所、区民センター、図書館及び備蓄倉庫関係の主催事業及び各施設の本来業務に必要な車両 ウ 条例第2条に掲げる目的に向けて事業を実施するとともに、創造館の知名度の向上及び稼働率の向上につながるものと経済戦略局長が認めた指定管理者の自主事業に必要な車両 エ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者が運転する車両又は同乗する車両。ただし、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の提示を必要とする。 オ アからエに類する経済戦略局長が認めた事業などに必要な車両</p>
標準処理期間	7日
経由日数	3日
提出先	芸術創造館
提出時期	随時
提出方法	減免申請書を芸術創造館へ提出
手数料	-
相談窓口	芸術創造館
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000515668.html">https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000515668.html</a>
備 考	